

学校法人北里研究所受託研究規程

平成2年4月1日制定
平成9年3月14日改正
平成15年4月1日改正
平成16年3月18日改正
平成20年3月14日改正
平成25年4月1日改正
平成27年5月22日改正
2020年2月21日改正

(趣旨)

第1条 学校法人北里研究所(以下「本法人」という。)における受託研究に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。ただし、北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則(以下「規則」という。)第2条第1項第1号に定める事業にあっては、受託研究契約等の契約行為にかかわらず、規則の定めるところにより取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、北里大学病院、北里研究所病院、北里大学メディカルセンター(以下「病院等」という。)が行う治療薬、医療用具等の臨床試験(臨床研究・医薬品市販後調査を含む。)については別に定める。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本法人が国、地方公共団体、各種の団体、民間企業、その他学外より委託を受け業務として行う研究(調査、試験、検定、試作及び制作を含む。)で、これに要する経費(以下「受託研究費」という。)を委託する者(以下「委託者」という。)が負担するものをいう。
- (2) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体回路配置利用権、植物新品種に関する権利、及び前記の権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの(ノウハウ)などをいう。

(受託の原則)

第3条 受託研究は、本法人の教育研究に有意義であり、かつ教育研究及び診療に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り、受託できるものとする。

(申請)

第4条 委託者は、原則として受託研究申請書(様式1-1(病院を除く。)、様式1-2(病院用))に所定事項を記載し、研究開始日の1カ月前までに研究を担当しようとする者(以下「研究担当者」という。ただし、病院等においては「代表医師」という。「代表医師」とは主任以上の者で、同一の受託研究を一又は複数で行う場合の代表者)の所属

する講座等の責任者(以下「研究責任者」という。ただし、病院においては「部(科)長」という。)を経て、研究責任者の所属する部門長(以下「学部長等」という。)に提出する。

(審査)

第5条 学部長等は、受託研究申請書の提出を受けたとき、研究担当者及び研究責任者の意見を聞き、研究の意義、本法人の業務への支障の有無等を審査する。

2 学部長等は、前項のほか、受託研究のうち特に必要と認めるものについては、関係する委員会等から意見を聞くこととする。

(決定)

第6条 学部長等は、前条に定める審査を経て受託研究受け入れの決定を行い、その結果を理事長に報告する。

2 前項の報告は、別に定める様式により年度末において一括して行うことができるものとする。

(受入の通知等)

第7条 学部長等は、受け入れを決定したとき、速やかに研究責任者を経て委託者に受託研究受入承諾書(様式2-1(病院を除く。)、様式2-2(病院用))により、その旨を通知する。

2 学部長等は、申請の不採択を決定した場合も、速やかに研究責任者を経て委託者にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 学部長等は、次の各号の項目について、受託研究契約書(様式3-1(病院を除く。)、様式3-2(病院用))により契約を締結するものとする。

(1) 研究題目及び内容

(2) 研究責任者、研究担当者

(3) 研究期間

(4) 受託研究費

(5) 受託研究費の納入日

(6) 受託研究の結果報告の時期、方法

(7) 契約解除に関する事項

(8) 受託研究の中止又は期間変更に関する事項

(9) 受託研究費により取得する施設、設備の所有権の帰属

(10) 受託研究の結果生ずる知的財産権の帰属

(11) 損害賠償の責務

(12) 秘密保持に関する事項

(13) その他受託研究の実施に関し必要な事項

2 契約の当事者は、理事長とする。

3 委託者において指定の契約書があり、あらかじめ本法人の承認を受けた場合は、指定

の契約書により契約を締結できるものとする。

(受託研究費の納入)

第9条 委託者は、受託研究費を受託研究契約書に定める期日までに、本法人に納入するものとする。

2 委託者の都合により契約を解除する場合、いったん納入した受託研究費は返還しないものとする。

(受託研究費の配分)

第10条 前条により受け入れた受託研究費は、研究責任者を経て研究担当者に配分するものとする。

(受託研究費の支出)

第11条 受託研究費は、研究責任者において、目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出する。

2 旅費交通費については、原則として学校法人北里研究所国内出張規程、学校法人北里研究所国内出張旅費規程、学校法人北里研究所国外出張規程及び学校法人北里研究所国外出張旅費規程の定めるところによる。

3 謝金については、原則として本法人の支給基準に基づき、労務内容、時間等を勘案して支出する。

(受託研究費により取得した設備等の所有権の帰属)

第12条 受託研究費により取得した設備等の所有権は、本法人に帰属するものとする。

(施設、設備の利用)

第13条 研究担当者及び研究責任者は、受託研究の実施にあたり、学部長等の承認を得て本法人の施設、設備を利用することができる。

(受託研究期間)

第14条 受託研究契約期間は、原則として2年を限度とする。ただし、学部長等が特に必要と認める場合は、これを超えて契約することができる。

(受託研究の中止又は期間変更)

第15条 研究責任者は、やむを得ない理由により受託研究を中止する場合、受託研究中止申請書(様式4-1(病院を除く。)、様式4-2(病院用))により、又はやむを得ない理由により受託研究の期間変更を行う必要が生じた場合、受託研究期間変更申請書(様式5-1(病院を除く。)、様式5-2(病院用))により、直ちに学部長等に申請しなければならない。

2 学部長等は、前項の申請を受けた場合において、これをやむを得ないと認めたときは委託者と協議し、受託研究の中止、又は期間変更を行うことができる。

3 前各項により受託研究を中止する場合は、直ちに契約を解除する。又、期間変更をする場合は、期間変更の契約を締結することとする。

(研究結果の報告)

第16条 研究責任者は、受託研究結果を受託研究契約書に定める方法により、文書をもつ

て委託者及び学部長等に報告することとする。

(知的財産権の帰属)

第17条 受託研究により得られた研究成果に基づく知的財産権の帰属は、原則として法人・相手方の共有と持分均等の取り扱いとする。

(帳簿の整備)

第18条 受託研究費を受け入れる予算単位の事務室等は、受託研究契約毎に収支を把握するため、帳簿を備えなければならない。

(研究責任者等の責任)

第19条 研究責任者及び研究担当者は、受託研究の実施に責任をもってあたらなければならない。

(秘密保持)

第20条 委託者、受託者等受託研究に係る全ての者は、受託研究についての一切の事項に関し、正当な理由なく他の者に事実を漏洩してはならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則(北学総第2019 - 11830号)

(施行期日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。